

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
1月13日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………



山口県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年一月十三日

名 医	療 所	機 在	関 地	廃 止 年 月 日
秋富歯科医院	宇部市大字東須恵二六三一の四	山口県知事	村岡 嗣 政	令和四、一〇、二〇

山口県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

名 医	療 所	機 在	関 地	指 定 年 月 日
くにか内科循環器・呼吸器クリニック	山口市駅通り二丁目二番二一	山口県知事	村岡 嗣 政	令和四、一二、一
ウォンツ岩国中津薬局	岩国市中津町二丁目四番三三			

山口県告示第五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

居宅介護事業者 氏名又は たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	さいとう整形 外科	熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	訪問リ ハビリ ション	令和四、 七、 一
山口市鑄銭司 五六七二の一	医療法人鶴翔 会内田歯科医 院	山口市鑄銭司 五六七二の一	居宅療 養管理 指導	一〇、二
有限会社調剤 薬局フライン	湯田温 ファイン薬局	湯田温 泉一丁目一 〇の一三 二六号		一二、一
医療法人さい とう整形外科	熊毛郡平生町 大字平生村六 七五の一	熊毛郡平生町 大字平生村六 七〇の一	通所リ ハビリ ション	六、

山口県告示第六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

山口県知事 村岡嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の名称	事業の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人さいつう整形外科	熊毛郡平生町大字平生村六七五の一	さいとう整形外科	熊毛郡平生町大字平生村六七五の一	介護予防訪問リハビリテーション	令和四、七、一
医療法人鶴翔会	山口市鑄銭司五六七二の一	医療法人鶴翔院内田歯科医院	山口市鑄銭司五六七二の一	介護予防居宅医療指養導管	一〇、二
有限会社調剤薬局フアイン	〇一丁目一二二	フアイン薬局	〇一丁目五番二六号	〃	一二、一
医療法人さいつう整形外科	熊毛郡平生町大字平生村六七五の一	リハステア地	熊毛郡平生町大字平生村六七〇の一	介護予防通所リハビリテーション	六、〃

令和五年一月十三日印刷

発行人所

山口県知事